

岩国市の建築物等における
木材の利用の促進に関する方針

令和5年1月

岩 国 市

目 次

第1 趣旨	1
第2 建築物等における木材の利用の促進の意義	1
地域木材の利用の促進の意義と効果	
第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	1
第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標	2
1 公共建築物	
ア 施設の木造化の推進	
イ 施設の木質化の推進	
ウ 間伐材利用の推進	
2 公共工事	
第5 建築物等に供する木材の適切な供給の確保	3
第6 その他建築物等に供する木材の利用の促進に関する必要な事項	3
1 公共建築物の整備において考慮すべき事項	
2 体制整備に関する事項	
3 普及啓発に関する事項	

岩国市の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県が公表した「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（令和4年3月策定）に則して策定するものであり、市内あるいは県内の森林から産出された木材（以下「市産材等」という。）を活用し、建築物等の積極的な木造化、木質化を推進するとともに、健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球温暖化の防止等により林業・木材産業の振興を図るため、本市の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

地域木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、「フィトンチッド」がもたらす癒し効果により、健康で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止やエネルギー源として活用しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」など循環型社会の形成に貢献することが期待される。また、公共建築物等に木材の利用の促進を図ることで一般住宅等における木材の利用の促進、更には建築物以外の工作物資材や各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進する建築物

木材の利用を促進する建築物は、法第2条第1項に規定する建築物をいう。市は、法第14条の規定に基づき、市産材等を利用した住宅建築の支援を行うものとする。また、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を中心に、広報やホームページ等を活用した情報発信を実施することにより市産材等の利用促進に取り組むものとする。

2 木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物で、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）をいう。

当該建築物を整備する者は、市産材等の積極的な利用に努めるものとし、建築材料

はもとより、建築材料以外の各種材料やエネルギー源としても可能な限り利用に努めるものとする。

木材利用を促進する具体的な公共建築物等

教育施設	学校、幼稚園等	運動施設	体育館、武道館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等	住宅施設	市営住宅、職員宿舎等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	公園施設	東屋、パーゴラ等
行政施設	庁舎	その他公共交通機関の施設、コミュニティ施設等	
医療施設	病院、診療所等		

第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物

ア 施設の木造化の推進

公共建築物の整備においては、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を推進するものとする。

また、当該公共建築物に求められる機能の観点から、耐火性、耐久性が求められるなど、木造化が困難と判断される次の施設等は除くものとする。

- ・災害時に活動拠点となる災害応急対策活動に必要な施設
- ・危険物を貯蔵または使用する施設
- ・文化財を収蔵若しくは展示する施設
- ・その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

木造化に当たっては、市産材等を積極的に使用するものとする。

イ 施設の木質化の推進

木造以外の建築物又は木造化が困難な施設を含め、全ての公共建築物において床等の内装や外構等の木質化を促進するものとする。

木質化に当たっては、市産材等を積極的に使用するものとする。

また、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等についても木材を原材料とした製品（以下、木製品という。）の活用を努めるものとする。

木製品の活用にあたっては、原材料に市産材等を積極的に使用するものとする。

ウ 間伐材利用の推進

間伐材等を利用した集成材や合板、無垢材等の建築用材への利用はもとより、建築用材に適さない間伐材においても、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図る。

2 公共工事

市が行う公共土木工事等においては、環境負担の少ない自然共生型の工法等が求められる場合もあり、耐久性やコスト等を勘案し、木材利用の促進に努める。

第5 建築物等に供する木材の適切な供給の確保

森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材生産に携わる者は、相互に連携して路網の整備、高性能林業機械、スマート林業技術の導入、森林施業の集約化により林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有を図り、日本農林規格 JAS 製品、山口県が取り組んでいる優良県産木材認証制度に適合した認証材等の品質の確保された木材の安定的な供給に努めるものとする。

第6 その他建築物等に供する木材の利用の促進に関する必要な事項

1 公共建築物の整備において考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。また、公共建築物の計画、設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの軽減を図るとともに、木材の利用による付加価値も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

加えて、木材は、伐採から製材、乾燥等の工程に一定期間を要することから、木材の調達期間も考慮した建設計画を検討するものとする。

2 体制整備に関する事項

市は、市産材等の円滑な利用を推進するため、関係機関との連絡調整等を行う。

3 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木の良さを最大限にアピールし、普及啓発に努める。また、地方公共団体以外の者が整備する建築物等においても、積極的に木材の利用を広く呼びかけ、理解と協力を得るとともに木材の普及、啓発に努めるものとする。